○中国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四四〇番一から同市玉島阿賀崎字亀崎二四四三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月十八日

○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区西野山町二〇四二番一から同市北区矢坂西町二一五一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月十八日

○九州地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
一㈠	道路の種類　一般国道			
一㈡	路線名　三号			
一㈢	道路の区域			
	薩摩川内市西方町字濱田三三四六番一から同市西方町字濱田三三四七番一まで	前	一〇・三〇～一一・三〇メートル	〇・〇一五キロメートル
		後	一〇・三〇～一一・三〇メートル	〇・〇一五キロメートル
一㈣	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所			
二㈠	道路の種類　一般国道			
二㈡	路線名　十号			
二㈢	道路の区域			
	始良市加治木町木田字川原田五三四四番一から同市加治木町木田字上水流四一二七番五まで	前	二五・〇〇～六八・二〇〇メートル	〇・五五三キロメートル
		後	二五・〇〇～六八・四〇〇メートル	〇・五五三キロメートル
二㈣	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所			
三㈠	道路の種類　一般国道			
三㈡	路線名　二百五号			
三㈢	道路の区域			
	佐世保市有福町七八九番一から同市有福町一六七番一まで	前	二四・六七～一一〇・五五メートル	一・三八五キロメートル
		後	二四・六七～一一〇・五五メートル	一・三八五キロメートル
三㈣	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所			

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	薩摩川内市西方町字濱田三八一三番一から同市西方町字町上通二四三〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
十号	始良市加治木町反土字川原二二〇六番一から同市加治木町木田字上水流四一一五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百五号	佐世保市有福町八〇四番一から同市有福町一六七番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月十八日

○九州地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

一	道路の種類及び路線名	一般国道　三号
	道路の位置	宇土市大字水町地先から八代市西宮町地先まで
	縦覧場所	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
二	他の工作物の管理者の氏名及び住所	氏名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　代表取締役　宮川　潤一 住所　東京都港区東新橋一丁目九番一号
三	他の管理者が行う管理の内容	一般国道三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
四	管理の期間	平成二十二年十二月七日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十四号	北海道斜里郡斜里町字美咲四二番二から同町字美咲四二番一〇まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年二月十八日